

第一〇八回

参第三号

国際開発協力基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第九条）

第二章 国際開発協力計画（第十条 - 第十三条）

第三章 国際開発協力に関する組織等（第十四条 - 第十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国が世界の平和と人類の福祉に貢献する上において国際開発協力が極めて重要であり、かつ、国際開発協力が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、国際開発協力に関する基本原則その他の基本的事項を定めることにより、国際開発協力の適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「国際開発協力」とは、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の経済若しくは社会の開発又は住民の生活の安定若しくは福祉の向上のための資金協力又は技術協力で国が直接又は間接に開発途上地域の政府又は国際機関に対して行うものをいう。

（主権の尊重等）

第三条 国際開発協力は、主権の相互尊重、平等及び内政に対する相互不干渉の諸原則に従って行われなければならない。

（自助努力の支援）

第四条 国際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民の自助努力を支援することを旨として行われなければならない。

（住民の生活及び環境への配慮）

第五条 国際開発協力を実施するに当たっては、開発途上地域の住民の生活及び環境に対する影響について、十分配慮しなければならない。

（軍事的用途への転用の防止等）

第六条 国際開発協力を実施するに当たっては、軍事的用途に転用され、又は国際紛争を助長することとならないよう十分な措置が講じられなければならない。

（外国政府等との協力）

第七条 国際開発協力は、開発協力を行う外国政府、国際機関及び民間の組織と相互に協力しつつ、行われなければならない。

（資金の確保）

第八条 国は、国際開発協力の重要性にかんがみ、国際開発協力に必要な資金の確保に努めるものとする。

(情報の公開等)

第九条 国は、国際開発協力に対する国民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、国際開発協力に関する情報の公開に努めなければならない。

第二章 国際開発協力計画

(国際開発協力計画)

第十条 政府は、国際開発協力に関する調査の結果並びに国際開発協力の実施の状況及び効果を勘案して、毎年度の国際開発協力に関する計画(以下「国際開発協力計画」という。)を作成し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 政府は、必要と認めるときは、前項の承認を受けた国際開発協力計画を変更することができる。前項の規定は、この場合に準用する。

第十一条 国際開発協力計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度において行おうとする国際開発協力の対象とする国、事業の分野及びその分野における協力の方法

二 当該年度に開始される国際開発協力の案件で二年度以上にわたり実施が予定されているものについて、その案件の内容及び実施の期間

三 国際機関に対する出資等に関する事項

2 国際開発協力計画には、当該計画作成の基礎とした調査に関する報告、前項各号に掲げる事項に係る見込額その他国際開発協力計画の参考となる資料を添付しなければならない。

(計画に基づかない国際開発協力の禁止)

第十二条 政府は、第十条の規定により承認を受けた国際開発協力計画に基づかない国際開発協力を行ってはならない。ただし、災害に係る国際開発協力その他の当該年度中に緊急に実施する必要がある国際開発協力については、この限りでない。

2 政府は、前項ただし書に定めるところにより国際開発協力を行つた場合には、速やかに、当該国際開発協力について国会に報告しなければならない。

(国会に対する報告等)

第十三条 政府は、毎年、政府が国際開発協力に関して講じた施策に関する報告を国会に提出しなければならない。

2 前項の報告には、開発途上地域の経済の動向、生活水準の動向その他国際開発協力の指標となる統計及び国際開発協力の効果についてなされる評価に関する報告が含まれていなければならない。

3 政府は、国会に対し、必要な国際開発協力に関する資料を速やかに提出するよう努めなければならない。

第三章 国際開発協力に関する組織等

(国際開発協力庁)

第十四条 国際開発協力に関する国の行政事務を一体的に遂行させるため、別に法律で定めるところにより、総理府の外局として、国務大臣を長とする国際開発協力庁を置くものとする。

2 国際開発協力庁は、国際開発協力計画の立案、国際開発協力に係る調査、研究及び評価、国際開発協力の企画及び実施(他省庁の所掌に属するものを除く。)その他国際開発協力に関する事務を行うことによつて、国際開発協力に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とするものとする。

3 国際開発協力に係る調査、研究及び評価、国際開発協力に従事する人材の養成並びに開発途上地域に派遣する者の訓練を行わせるため、別に法律で定めるところにより、国際開発協力庁に特別の機関として開発協力技術センターを置くものとする。

(国際開発協力事業団)

第十五条 国際開発協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務等を行わせるため、別に法律で定めるところにより、国際開発協力事業団を設立するものとする。

(派遣される者の職業の安定)

第十六条 国は、国際開発協力のため開発途上地域に派遣される者の生活の安定に資するため、職業の安定に関し必要な施策を講じなければならない。

(団体等への補助)

第十七条 政府及び国際開発協力事業団は、開発協力を行う地方公共団体、営利を目的としない団体その他の者で国際開発協力を行う上で適当と認めるものに対して補助することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は公布の日から施行し、第二章の規定は昭和六十三年度の国際開発協力から適用する。

(海外経済協力基金及び国際協力事業団の解散)

2 海外経済協力基金及び国際協力事業団は、別に法律で定めるところにより、国際開発協力事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて国際開発協力事業団が承継するものとする。

理 由

国際開発協力の重要性にかんがみ、国際開発協力の基本原則、国際開発協力計画の国会による承認、国際開発協力に関する組織等国際開発協力についての基本的事項について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。